

別海町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 別海町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和61年度 (31年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	別海処理区 15.11ha 西春別処理区 13.34ha 走古丹処理区 10.06ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3区(別海処理区、西春別処理区、走古丹処理区)		
処理場数	3箇所(別海終末処理場、西春別終末処理場、走古丹終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は、公共下水道と集落排水を併せて8箇所の処理施設が各市街・集落ごとに広域に点在しているため、広域化及び共同化の検討は困難な状況です。最適化につきましても、現在の処理区は現状に適した設置と判断しております。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5㎡まで 878円 超過料金 1㎡増すごとに 162円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 5㎡まで 1,404円 超過料金 1㎡増すごとに 162円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	料金体系は、家庭用と業務用のみ				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,853 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,286 円
	平成26年度	3,964 円		平成26年度	3,379 円
	平成27年度	3,964 円		平成27年度	3,389 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在14人で、業務は水道事業、下水道事業及び浄化槽事業に兼務して当たっています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に9人、下水道事業特別会計に4人、一般会計（浄化槽）に1人を配置している状況です。
事業運営組織	平成20年度に水道事業とともに課を上下水道課とし、双方職員の併任により実質的な組織の統合を行い人員の削減を図り現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道等污水处理施設運転管理業務、下水道水質等分析業務、下水処理施設等計装設備保守・点検業務、下水処理施設等遠方監視制御システム保守業務、濃縮及び脱水汚泥運搬業務、脱水汚泥処分業務、汚水処理施設沈砂池槽内清掃等業務を民間業者に委託しています。 また、電気設備保守点検業務、消防設備保守点検業務は、総務部による一括発注を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥は、処分先において堆肥化し緑農地利用を進めておりますが、処分費が発生するため収入はありません。今後は、エネルギー利用等の検討も必要と考えます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を次頁に添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

2. 経営の基本方針

<p>平成22年度に「別海町下水道中期ビジョン」を策定し、平成30年度までの下水道施策のあり方については、「1 安心・安全の確保」、「2 良好な自然環境の創造」、「3 快適で活力のある暮らしの実現」、「4 開かれた事業運営」の4点を基本方針とし、経営においては次の3点を今後の方向性として進めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道事業費の削減 新技術活用による建設事業費の見直し及び維持管理の効率化 2 下水道経営のより一層の健全化 下水道使用料収入の適正化と一般会計からの繰入額及び起債償還費率の削減 3 下水道財政の透明化 公営企業会計方式の導入等の検討

経営比較分析表

北海道 別海町

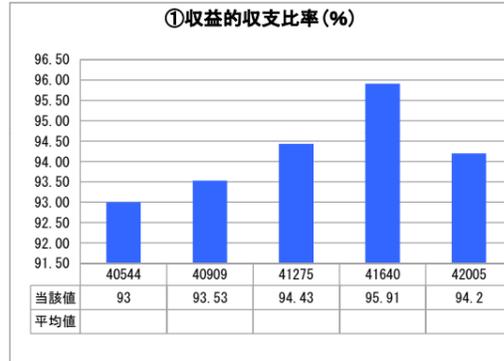
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	44.66	80.51	3,308

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,695	1,319.63	11.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
6,969	3.77	1,848.54

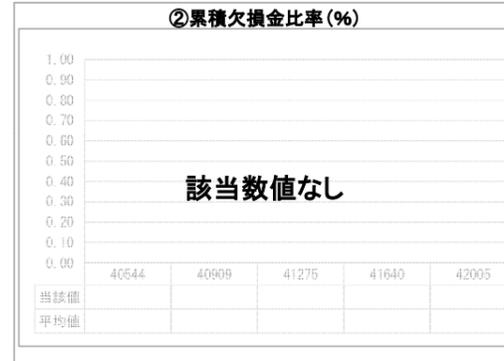
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

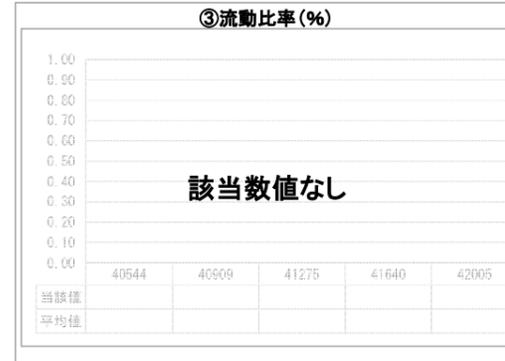
1. 経営の健全性・効率性



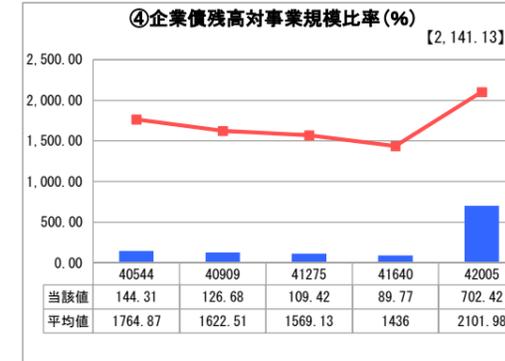
「単年度の収支」



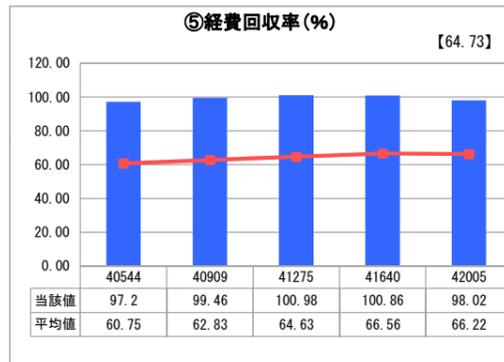
「累積欠損」



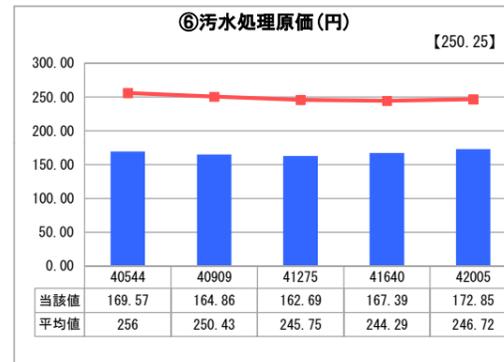
「支払能力」



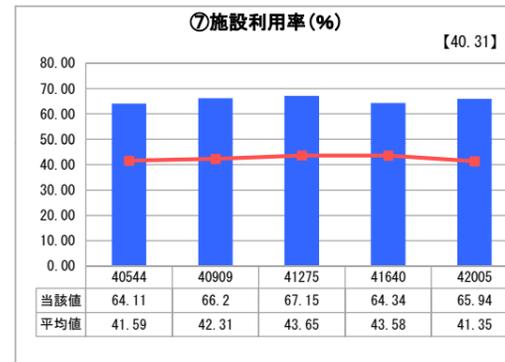
「債務残高」



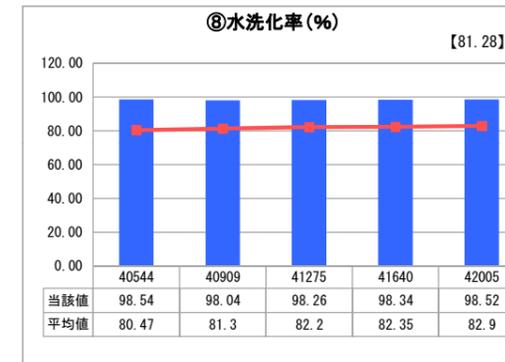
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

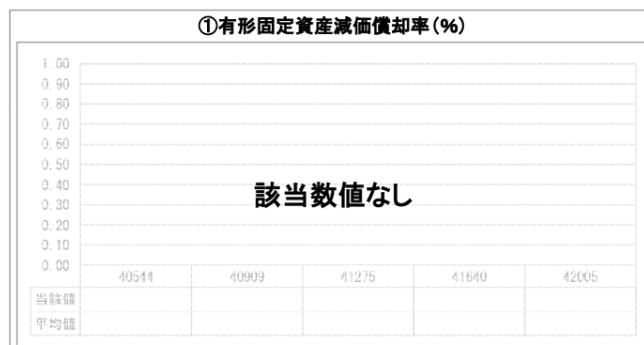


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

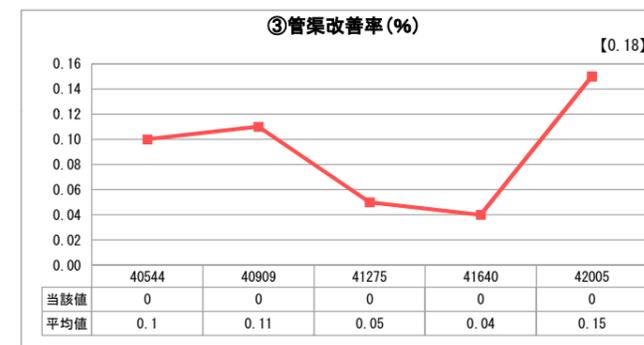
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 高い数値ではあるが、前年度から1.3%下がった。
- ④ 類似団体と比較して低い数値で推移している。
- ⑤ 概ね100%で推移しており、類似団体と比較しても高い数値となっている。
- ⑥ 類似団体と比較して低い数値で推移している。
- ⑦ 類似団体と比較して高い数値で推移している。
- ⑧ 100%に近い数値で推移しており、類似団体と比較しても高い数値となっている。

以上のことから、平成27年度は類似団体と比較して、概ね健全で効率の良い経営ができているといえる。しかし、収益的収支比率については平成26年度から下がっているため、経営改善に向けた取り組みが必要と考える。

2. 老朽化の状況について

- ③ 類似団体平均を下回っている。

特定環境保全公共下水道事業の管渠については、法定耐用年数が経過するまで期間があるため、計画的な更新が必要な時期は未定である。

全体総括

特定環境保全公共下水道事業の経営は、類似団体と比較して安定しているといえる。しかし、平成27年度と比較して収益的収支比率と経費回収率が下がっており、使用料以外の収入への依存が高いため、健全・効率的な経営のために、収納率の向上に向けた取り組みを行う必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画(収支計画)

特定環境保全公共下水道

(単位:千円,%)

年 度		27年度 (決算)	28年度 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	287,979	288,854	277,302	241,022	210,545	195,159	190,059	173,041	175,041	172,122	169,022	148,022
	(1) 営 業 収 益 (B)	115,615	115,852	114,300	110,020	111,543	112,157	112,057	111,039	111,039	110,120	110,020	110,020
	ア 料 金 収 入	112,311	111,720	111,500	110,000	111,523	112,037	112,037	111,019	111,019	110,000	110,000	110,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	3,304	4,132	2,800	20	20	120	20	20	20	120	20	20
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	172,364	173,002	163,002	131,002	99,002	83,002	78,002	62,002	64,002	62,002	59,002	38,002
	ア 他 会 計 繰 入 金	172,362	173,000	163,000	131,000	99,000	83,000	78,000	62,000	64,000	62,000	59,000	38,000
	イ そ の 他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2 総 費 用 (E)	131,055	132,299	135,230	132,028	129,206	127,262	125,654	124,293	123,156	122,233	121,422	120,759
	(1) 営 業 費 用 (F)	107,158	111,968	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958	118,958
ア 職 員 給 与 費	5,478	5,517	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	6,021	
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	101,680	106,451	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	112,937	
(2) 営 業 外 費 用 (G)	23,897	20,331	16,272	13,070	10,248	8,304	6,696	5,335	4,198	3,275	2,464	1,801	
ア 支 払 利 息	23,897	20,331	16,272	13,070	10,248	8,304	6,696	5,335	4,198	3,275	2,464	1,801	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D)	(E)	156,924	156,555	142,072	108,994	81,339	67,897	64,405	48,748	51,885	49,889	47,600	27,263
1 資 本 的 収 入 (F)	(G)	86,355	115,079	110,435	58,294	148,670	144,976	47,030	108,831	34,083	62,414	41,588	60,198
(1) 地 方 債 借 入 金 (H)	(I)	26,500	42,100	41,900	15,800	62,150	61,600	16,950	45,050	11,050	22,850	13,550	32,400
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 借 入 金													
(2) 他 会 計 補 助 金 (J)	(K)	20,971	20,706	20,235	21,644	20,020	21,376	12,730	18,331	11,583	16,314	14,088	13,848
(3) 他 会 計 借 入 金 (L)													
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (M)													
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (N)	(O)	34,809	51,873	47,900	20,450	66,100	61,600	16,950	45,050	11,050	22,850	13,550	13,550
(6) 工 事 負 担 金 (P)	(Q)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
(7) そ の 他 (R)	(S)	3,675											
2 資 本 的 支 出 (T)	(U)	243,183	271,043	252,507	167,288	230,009	212,873	111,435	157,579	85,968	112,303	89,188	87,461
(1) 建 設 改 良 費 (V)	(W)	68,539	109,360	114,651	46,725	129,925	128,225	38,925	95,125	27,125	50,725	32,125	32,125
ウ ち 職 員 給 与 費		5,154	5,436	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025	5,025
(2) 地 方 債 償 還 金 (X)	(Y)	174,644	161,683	137,856	120,563	100,084	84,648	72,510	62,454	58,843	61,578	57,063	55,336
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (Z)													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (AA)													
(5) そ の 他 (AB)													
3 収 支 差 引 (F)-(G)	(H)	△ 156,828	△ 155,964	△ 142,072	△ 108,994	△ 81,339	△ 67,897	△ 64,405	△ 48,748	△ 51,885	△ 49,889	△ 47,600	△ 27,263
収 支 再 差 引 (E)+(H)	(I)	96	591										
積 立 金 (J)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (K)		41											
前 年 度 繰 上 充 用 金 (L)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	137	591										
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	(Q)												
(N)-(O) 赤 字 (R)													
赤 字 比 率 ($\frac{(R)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		115,615	115,852	114,300	110,020	111,543	112,157	112,057	111,039	111,039	110,120	110,020	110,020
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		955,244	912,454	815,905	700,399	657,961	632,301	570,703	551,158	499,213	458,351	412,655	412,655

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

年 度		前年度 (決算)	28年度 決算見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分		175,637	173,000	163,000	131,000	99,000	83,000	78,000	62,000	64,000	62,000	59,000	38,000
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	169,280	168,000	158,000	128,000	94,000	78,000	73,000	57,000	59,000	57,000	54,000	33,000
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	6,357	5,000	5,000	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
資 本 的 収 支 分		20,971	20,706	20,235	21,644	20,020	21,376	12,730	18,331	11,583	16,314	14,088	13,848
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	20,971	20,706	16,635	15,644	2,970	9,026	5,405	5,553				
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金			3,600	6,000	17,050	12,350	7,325	12,778	11,583	16,314	14,088	13,848
合 計		196,608	193,706	183,235	152,644	119,020	104,376	90,730	80,331	75,583	78,314	73,088	51,848

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 管渠、処理場等の建設、更新に関する事項
管渠に関しては、実耐用年数を経過しないため、当面は更新工事計画はありませんが、耐震調査等の実施により強靱化に努めます。処理場等の更新工事は次のとおり想定しています。
別海終末処理場：平成36年度まで国の補助事業により電気設備の更新工事
西春別終末処理場：平成37年度から平成38年度にかけて国の補助事業により曝気装置の更新
走古丹終末処理場：平成30年度から平成31年度にかけて国の補助事業により機械及び電気設備の更新工事
- 投資の目標に関する事項
現時点では、上記更新計画のとおり平成38年度まで各処理施設の更新工事を想定しています。
- 防災・安全対策に関する事項
近年の異常気象（集中的な大雨）により、平成29年度においては別海処理区で中継ポンプ場のポンプ増設を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
平成37年度まで計画している更新工事には、社会資本整備総合交付金及び企業債収入を想定しています。
- 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
水洗化普及率は高水準で維持しているため、水洗化の普及による増収は見込めません。
人口の減少比率に比べ料金収入の減収は緩やかですが、現状の料金設定での増収は困難と言えます。検討材料として①核家族化による世帯の増加が見られること②企業債の償還額が減少していくこと。③消費税率の引上げがあること④公営企業会計の導入による経営状況の把握等が上げられます。
- 企業債に関する事項
現在の償還額の大半は下水道の共用開始当初の借入であり、平成43年度には概ね償還されるため、償還額は毎年減少し単年度の経営改善の要因となります。
- 繰入金に関する事項
資本費の人件費等単独事業については、基準外繰入で算定し、元利償還に充てる繰入分については基準内で算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
水道事業との併任体制をとっており、最低限の人数を配置し今後も継続の方針です。特定環境保全公共下水道に充てる人件費2名分の算定額は現在の従事職員を参考としています。人事異動による予測は困難であるため、従事年数からも適当と考えます。
- 動力費、薬品費、修繕費、委託費に関する事項
使用人口の減少に比して各経費の減少が一致しないため、直近実績（平成28年度）を参考に算定しています。
- その他
平成31年10月に予定されている消費税の増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	他の事業も含めて処理場の統廃合等は、広域である本町においては、困難な状況です。処理区域の見直しを必要とするほど現在の区域は現状と乖離していないことから、検討の余地がありません。
投資の平準化に関する事項	平成38年度までは、処理場の更新工事を中心となりますが、他の事業と調整し計画的に進めています。処理場の更新工事完了後は、管渠等の更新工事を他の事業と調整し計画的に行う予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業特別会計全体では、企業債の償還額がこの先10年後には現在の半分程度になる計算です。また、本年度供用開始となる区域もあることから、公営企業会計の導入も視野に入れて経営状態の精査、検証を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当する資産はありません。
その他の取組	建設改良に当たっては、今後も日本下水道事業団との委託協定など人員と労力を押さえた効率的な手法を継続・検討していきます。また、国の補助事業や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設が広域に点在する地域的な条件から受託事業者の確保は困難ですが、情報収集に努め有効策を探ります。
職員給与費に関する事項	水道事業との併任により、効率的な予算措置を継続していますが、人員に余裕がなくなると、経営改善に費やす力も乏しくなり得ることから、事業の長期的な継続性を保つには適正人員の検討が必要と考えます。
動力費に関する事項	老朽化した施設の更新により、エネルギー効率の改善を期待しています。
薬品費に関する事項	農業集落排水事業及び漁業集落排水事業と一括調達により、購入費の削減に努めています。
修繕費に関する事項	各下水道施設の更新工事を進めているため、解消を見込んでいます。
委託費に関する事項	安全と責任を踏まえ、可能な限りの業務委託を活用しているため、現状が最善と思われませんが、事業の効率化に繋がる業務の発注も検討が必要です。
その他の取組	該当する取組はありません。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度の進捗管理（モニタリング）と3年ごとに見直しを行い、投資・財政計画と実績の乖離の検証と将来予測方法及び収支ギャップの解消に向けた取組等について検討します。 また、平成31年度より第7次別海町総合計画により事業が具体化した時点で修正を行います。</p>
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------